

高松市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第2項、第5項および第7項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告および意見を、同条第9項および第10項の規定により、次のとおり公表します。

平成25年2月20日

高松市監査委員 吉田正己
同 山下稔
同 妻鹿常男
同 西岡章夫

平成24年度財政援助団体等監査の結果報告等について

第1 出資団体および公の施設の指定管理者（財団法人高松市福祉事業団）監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

対 象		期 間
部局および団体	事 務	
健康福祉局 健康福祉総務課 障がい福祉課 長寿福祉課	平成23年度および平成24年4月1日から同年10月25日までの財団法人高松市福祉事業団に財政的援助等を与えているものおよび公の施設の管理に係るものの出納その他の事務	平成24年10月26日から平成25年1月15日まで
財団法人 高松市福祉事業団	平成23年度および平成24年4月1日から同年10月25日までの高松市の財政的援助等に係るものおよび公の施設の管理に係るものの出納その他の事務	

(2) 監査の方法

平成23年度および平成24年度に執行した当該財政的援助等および公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査に当たっては、当該監査対象団体を所管し、公の施設の管理を行わせている健康福祉局健康福祉総務課、障がい福祉課、長寿福祉課および同団体から関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

(3) 財団法人高松市福祉事業団の概要

ア 設立年月日

昭和56年11月11日

イ 設置目的

高松市の設置する福祉施設等の管理及び運営を行い、もって市民の福祉の増進に寄与すること

ウ 事務所所在地

高松市観光通二丁目8番20号

エ 組織（平成24年3月31日現在）

役員は8名で、その内訳は理事長1名、副理事長1名、常務理事1名、理事3名および監事2名である。

オ 実施事業

(ア) 高松市総合福祉会館の運営

(イ) 身体障害者福祉センターコスモス園の管理運営

(ウ) 老人福祉センター茶寿荘の運営

(エ) 身体障害者通所授産施設リンリン園の運営

(オ) 障害児通園施設タンポポ園の運営

(カ) 高松市ふれあい福祉センター勝賀の管理運営

カ 基本財産（平成24年3月31日現在）

（単位 円）

基本財産	高松市出捐金
	20,000,000

（4） 公の施設および管理の概要

ア 高松市総合福祉会館

- （ア） 所在地 高松市観光通二丁目8番20号
- （イ） 敷地面積 2,521.40 m²
- （ウ） 建物面積 895.82 m²
- （エ） 延床面積 6,097.77 m²
- （オ） 建築構造 鉄筋コンクリート造，地下1階，地上6階（塔屋付）

（カ） 主な施設内容

- 1 階 身体障害者福祉センター（コスモス園），談話コーナー，管理事務室
 - 2 階 老人福祉センター（茶寿荘）
 - 3 階 身体障害者通所授産施設（リンリン園）
 - 4 階 障害児通園施設（タンポポ園）
 - 5 階 会議室（5室のうち1室和室）
 - 6 階 大会議室（椅子席500席）
- 駐車場 42台

（キ） 施設の設置目的

在宅の心身に障害のある者および高齢者を対象に，各種の相談・生活指導・機能回復訓練などの事業を実施し，社会生活への適応性を高める諸活動や，奉仕活動を推進することにより，広く市民福祉の増進に寄与すること

（ク） 公の施設の指定管理者

財団法人高松市福祉事業団

（ケ） 指定管理者の選定方法

公募

(コ) 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

(サ) 指定管理料

平成23年度指定管理料 151,900,000円

平成24年度指定管理料 164,050,000円

(シ) 指定管理業務

- a 施設および設備の維持管理に関する業務
- b 施設の使用申請に対する許可および取消し等に関する業務
- c 社会福祉施設の運営に関する業務
- d 施設利用の促進に関する業務
- e 使用料の徴収に関する業務

イ 高松市ふれあい福祉センター勝賀

(ア) 所在地 高松市香西南町476番地1

(イ) 敷地面積 7,672.48㎡

(ウ) 延床面積 2,560.06㎡

(エ) 建築構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造，地上2階

(オ) 主な施設内容

1 階 児童館，図書コーナー，デイルーム，厨房，機能回復訓練室・介護機器展示室，教養娯楽室，健康相談室・生活相談室，事務室・会議研修室，相談室，浴室

2 階 大会議室，第1・第2会議室，研修室

屋 外 ゲートボール場，芝生広場，テニスコート

駐車場 41台

(カ) 施設の設置目的

保健および福祉のサービスならびに地域および世代の交流の場を提供することにより，高齢者の健康の保持増進および福祉の向上を図り，あわせて高齢者が生きがいを持ち，健康で安らかな生活を営むことのできる地域社会の形成に寄与すること

(キ) 公の施設の指定管理者

財団法人高松市福祉事業団

(ク) 指定管理者の選定方法

公募

(ケ) 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

(コ) 指定管理料

平成23年度指定管理料 58,853,000円

平成24年度指定管理料 59,480,000円

(サ) 指定管理業務

- a 施設および設備の維持管理に関する業務
- b 施設の使用申請に対する許可および取消し等に関する業務
- c 施設の運営に関する業務
- d 施設利用の促進等に関する業務
- e 使用料の徴収に関する業務

ウ 管理運営に係る収支の状況

(ア) 貸借対照表

平成24年3月31日現在

(単位 円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	13,599,998	9,040,057	4,559,941
手許現金	95,000	0	95,000
未収金	106,414	105,054	1,360
流動資産合計	13,801,412	9,145,111	4,656,301
2 固定資産			
(1)基本財産			
定期預金	20,000,000	20,000,000	0
基本財産合計	20,000,000	20,000,000	0
(2)特定資産			
退職給付引当資産	5,249,655	3,929,477	1,320,178
特定資産合計	5,249,655	3,929,477	1,320,178
(3)その他の固定資産	2	2	0
その他の固定資産合計	2	2	0
固定資産合計	25,249,657	23,929,479	1,320,178
資産合計	39,051,069	33,074,590	5,976,479
II 負債の部			
1 流動負債			

未払金	11,404,707	7,838,557	3,566,150
預り金	2,396,705	1,306,554	1,090,151
流動負債合計	13,801,412	9,145,111	4,656,301
2 固定負債			
退職給付引当金	5,249,655	3,929,477	1,320,178
固定負債合計	5,249,655	3,929,477	1,320,178
負債合計	19,051,067	13,074,588	5,976,479
Ⅲ 正味財産の部			
1 指定正味財産			
地方公共団体出捐金	20,000,000	20,000,000	0
指定正味財産合計	20,000,000	20,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(20,000,000)	(20,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2 一般正味財産	2	2	0
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	20,000,002	20,000,002	0
負債及び正味財産合計	39,051,069	33,074,590	5,976,479

(イ) 正味財産増減計算書

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(単位 円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
ア 基本財産運用収益			
基本財産受取利息	8,064	22,000	△ 13,936
基本財産運用収益計	8,064	22,000	△ 13,936
イ 特定資産運用収益			
特定資産受取利息	0	0	0
特定資産運用収益計	0	0	0
ウ 事業収益			
受託事業収益	206,723,551	209,072,451	△ 2,348,900
事業収益計	206,723,551	209,072,451	△ 2,348,900
エ 雑収益			
工賃収入	983,122	1,184,055	△ 200,933
その他雑収益	72,310	71,710	600
雑収益計	1,055,432	1,255,765	△ 200,333
経常収益計	207,787,047	210,350,216	△ 2,563,169
(2) 経常費用			
ア 事業費			
給与手当	95,865,703	95,786,966	78,737
臨時雇人賃金	2,551,580	2,858,875	△ 307,295
退職給付費用	1,195,298	1,194,400	898
福利厚生費	13,610,904	13,271,900	339,004
旅費交通費	78,720	138,160	△ 59,440
通信運搬費	913,914	915,398	△ 1,484
消耗什器備品費	818,267	300,444	517,823

	消耗品費	1,562,328	1,661,477	△	99,149
	物品修繕費	1,247,963	1,134,574		113,389
	施設修繕費	3,470,444	6,270,159	△	2,799,715
	印刷製本費	203,726	101,155		102,571
	燃料費	4,562,112	3,402,534		1,159,578
	水道光熱費	19,526,119	20,293,681	△	767,562
	賃借料	2,363,323	2,010,389		352,934
	保険料	227,460	233,280	△	5,820
	租税公課	24,500	24,500		0
	諸謝金	3,322,448	3,391,024	△	68,576
	支払負担金	125,815	131,700	△	5,885
	支払委託料	37,540,395	38,802,904	△	1,262,509
	事業費計	189,211,019	191,923,520	△	2,712,501
イ	管理費				
	役員報酬	904,000	904,000		0
	給与手当	13,464,853	13,361,117		103,736
	退職給付費用	124,880	122,360		2,520
	福利厚生費	3,166,695	3,205,619	△	38,924
	旅費交通費	52,000	61,060	△	9,060
	通信運搬費	520,683	477,843		42,840
	消耗品費	342,917	294,697		48,220
	管理費計	18,576,028	18,426,696		149,332
	経常費用計	207,787,047	210,350,216	△	2,563,169
	当期経常増減額	0	0		0
2	経常外増減の部				
	当期経常外増減額	0	0		0
3	他会計振替額	0	0		0
	当期一般正味財産増減額	0	0		0
	一般正味財産期首残高	2	2		0
	一般正味財産期末残高	2	2		0
II	指定正味財産増減の部				
	当期指定正味財産増減額	0	0		0
	指定正味財産期首残高	20,000,000	20,000,000		0
	指定正味財産期末残高	20,000,000	20,000,000		0
III	正味財産期末残高	20,000,002	20,000,002		0

(ウ) 採用している会計基準

公益法人会計基準

エ 会館会議室等の利用状況

(ア) 高松市総合福祉会館

(単位 件・人・%)

区分	平成23年度		平成22年度		対比	
	件数	延べ人数	件数	延べ人数	件数	延べ人数
大会議室	279	16,899	270	18,080	103.3	93.5

第 1 会 議 室	152	1,997	168	2,236	90.5	89.3
第 2 会 議 室	79	1,610	82	2,034	96.3	79.2
第 1・2 会 議 室	168	5,582	146	5,063	115.1	110.3
第 3 会 議 室	298	4,873	264	5,033	112.9	96.8
第 4 会 議 室	256	5,300	245	5,672	104.5	93.4
第 5 会 議 室	244	2,105	204	1,824	119.6	115.4
調 理 実 習 室	77	1,167	80	1,392	96.3	83.8
団 体 事 務 室	128	1,545	121	1,298	105.8	119.0
合 計	1,681	41,078	1,580	42,632	106.4	96.4

(イ) 高松市ふれあい福祉センター勝賀

(単位 件・人・%)

区 分	平成 2 3 年度		平成 2 2 年度		対 比	
	件数	延べ人数	件数	延べ人数	件数	延べ人数
大 会 議 室	133	6,510	143	6,884	93.0	94.6
第 1 会 議 室	123	1,454	107	1,816	115.0	80.1
第 2 会 議 室	62	400	42	367	147.6	109.0
第 1・2 会 議 室	96	2,629	83	2,361	115.7	111.4
研 修 室	85	972	63	907	134.9	107.2
合 計	499	11,965	438	12,335	113.9	97.0

(5) 監査の結果

監査の結果，所管部局および監査対象団体の出納その他の事務については，おおむね適正に処理されていたが，別記のとおり，所管部局および監査対象団体の事務の一部に改善を要する事項が認められるとともに，事務の一部に関して，監査委員の意見を付するものである。

なお，所管部局および監査対象団体の改善を要する事項について，措置を講じたときは，地方自治法第 199 条第 12 項の規定により，

その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも，法令等を遵守し，より一層，厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

(6) 今回の監査で指摘した事項

ア 所管部局（健康福祉局健康福祉総務課）に対するもの
検収調書の確認に係る決裁行為を適正にすべきもの

検収調書の確認については，執行伺の決裁者が局長より上位の場合は，高松市事務決裁規程第4条第1項，第5条第1項および別表第1文書，庶務その他の表第20項の規定により，局長までの決裁を受けなければならないが，平成23年度高松市総合福祉会館管理委託業務の検収調書は，市長までの執行伺決裁を受けているにもかかわらず，課長決裁で事務処理されているので，今後は，これらの規定により，適正な決裁者までの決裁を受けられたい。

イ 監査対象団体（財団法人高松市福祉事業団）に対するもの

(ア) 事案の決裁行為を適正にすべきもの

財団法人高松市福祉事業団処務規程第6条および別表第1では，事案の決裁事項および決裁者が定められているが，事案の決裁行為の一部において不適切なものが見受けられたので，今後は，適正な決裁者までの決裁を受けられたい。

(イ) 個人情報取扱事務登録簿を整備すべきもの

財団法人高松市福祉事業団個人情報保護規程第4条の規定では，個人情報を取り扱う事務については，個人情報取扱事務の名称等を登録した個人情報事務登録簿を備えるものとされているが，これが備えられていないので，今後は，適正に整備されたい。

2 監査の結果に付する監査委員の意見

ア 所管部局（健康福祉局健康福祉総務課）に対するもの

備品購入の際の事前協議について

高松市総合福祉会館の管理に関する基本協定書第15条第3項の規定では、事業団の管理経費により備品を購入する場合は、事前に市と協議の上、購入するものとされているが、平成23年度の予算要求時に提示されていなかった会館管理運営に係る備品購入においては、口頭での事前協議はされているものの、書面では残っておらず、その緊急性・必要性等の確認ができないことから、今後は、事前協議内容を書面で残されたい。

イ 所管部局（健康福祉局長寿福祉課）に対するもの

高松市ふれあい福祉センター勝賀における相談業務の在り方について

市が契約を締結している保健医療業務において、高松市ふれあい福祉センター勝賀で実施されている健康相談および機能回復訓練相談については、相談者数が極端に少ないことから、今後は、費用対効果の観点からも、関係団体と連携して制度の周知を図るとともに、相談しやすい環境整備に努めるなど、利用促進に向けた取組や契約内容の見直しを行い、その効果が十分発揮できるよう努められたい。

ウ 監査対象団体（財団法人高松市福祉事業団）に対するもの
業務委託契約の履行保証の確保について

財団法人高松市福祉事業団の業務委託契約については、契約書中に連帯保証人の条項が盛り込まれているにもかかわらず、連帯保証人を立てさせていないものが見受けられた。

今後、委託業務に係る契約については、業務が不履行となった時の担保として、連帯保証人を立てさせることや契約保証金を徴収するなどの検討を行い、適宜、業務委託契約の履行保証の確保を図られたい。